

山形県知事 殿

認証事務の権限が市・町に  
移譲されている場合は、  
当該市・町長あてとする。

特定非営利活動法人の名称  
清算人 住所又は居所  
氏名

## 残余財産譲渡認証申請書

下記のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第 32 条第 2 項の認証を受けたいので、申請します。

### 記

- 1 譲渡すべき残余財産
- 2 残余財産の譲渡を受ける者

(備考)

「残余財産の譲渡を受ける者」には、残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合には、各別に譲渡する財産を記載すること。